

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第109回会合議事録

1. 日時 平成30年4月9日(月) 13:59～15:21

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

### 3. 議事

- (1) 食品安全委員会 佐藤委員長 挨拶
- (2) 専門委員の紹介
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 座長の選出
- (5) 米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について
- (6) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

眞鍋座長、今村専門委員、門平専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、高尾専門委員、筒井専門委員、中村桂子専門委員、中村優子専門委員、中村好一専門委員、八谷専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山本委員

(事務局)

川島事務局長、吉岡評価第二課長、今西課長補佐、大快係長、大西技術参与

### 5. 配布資料

- 資料1-1 食品安全委員会専門調査会運営規程(平成15年7月9日食品安全委員会決定)
- 資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について(平成15年10月2日食品安全委員会決定)
- 資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について(平成15年10月2日食品安全委員会決定)」に係る確認書について

- 資料2 平成30年度食品安全委員会運営計画
- 資料3 米国、カナダ及びアイルランドに係る食品健康影響評価の基本情報
- 参考資料1 食品健康影響評価について  
「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて」
- 参考資料2 食品健康影響評価について  
「アイルランド及びポーランドから輸入される牛の肉及び内臓について」
- 参考資料3 各国から輸入される牛肉等に係る食品安全委員会の評価の経緯

## 6. 議事内容

○吉岡評価第二課長 定刻より少し早いですけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから第109回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

私は、食品安全委員会事務局評価第二課長の吉岡と申します。座長が選出されるまでの間、暫時私が議事を進行いたしますので、よろしく願いいたします。

机上に配付させていただいた資料の一番上の議事次第を御覧ください。

本日は、11名の専門委員が御出席でございます。欠席の専門委員は3名でございます。

4月1日付をもちまして、一部の専門委員の方々の改選が行われました。本日は改選後の最初の会合に当たります。

初めに、佐藤食品安全委員会委員長より御挨拶申し上げます。

○佐藤委員長 皆さん、こんにちは。食品安全委員会の佐藤です。

改選の議に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

このたびは専門委員の就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げたいと思います。

既に安倍内閣総理大臣から平成30年4月1日付で食品安全委員会専門委員として任命書がお手元に届いているかと思えます。専門委員の先生方が所属される専門調査会については、委員長が指名することとなっておりますので、先生方をプリオン専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会がリスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことは非常に重要なことです。専門委員の先生方におかれましては、レギュラトリーサイエンスの専門家も含め、それぞれの分野の最新の科学的知見に基づき、リスクアナリシスの考え方にのっとり総合的な判断に基づき調査審議していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、専門調査会の審議については原則公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言によって、傍聴者の方々は先生方の科学的な議論を聞くことができますし、情報の共有にも資するものと考えております。

さて、先生方も御存じのとおり、平成13年に日本国内で初めてBSEの発生が確認されたことが一つの契機となり、平成15年に食品安全基本法が制定され、リスク評価機関として食

品安全委員会が設置されました。食品安全委員会が設置されてから15年が経過しようとしております。その間、国内外で飼料規制等のBSE対策が講じられた結果、世界的にBSEの発生は大きく減少しました。プリオン専門調査会では、その時々リスク評価を行い、評価結果に基づき、リスク管理措置も見直されてまいりました。

本日の議事にありますが、3か国から輸入される牛肉に関する評価については、6年あるいは5年以上前に厚生労働省から諮問があった案件ですが、昨年、国内の健康と畜牛のBSE検査が廃止されたことも踏まえ、厚生労働省から評価を進めるよう改めて依頼があったものでございます。

食品のリスク評価は国の内外を問わず強い関心が寄せられております。専門委員の仕事は食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的に、かつ迅速に遂行すべく御尽力いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○吉岡評価第二課長 ありがとうございます。

次に、配付資料の確認をいたします。

○今西課長補佐 それでは、机の上に配付しております資料について確認させていただきます。

議事次第、専門委員名簿、座席表、資料については議事次第に「4. 配布資料」と書いておりますが、資料1-1から参考資料3まで8点の資料でございます。不足の資料等あれば事務局まで御連絡いただければと思います。よろしいでしょうか。

なお、これまでの評価書等及び今回の諮問に係る提出資料等は、既に専門委員の先生方には送付いたしておりますが、お席後ろの机上のファイルまたは一部お手元のタブレットのほうにも用意しておりますので、必要に応じて適宜御覧いただければと思います。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますこと等から、傍聴の方にお配りしてないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合はこの会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

以上になります。

○吉岡評価第二課長 それでは、議事に入ります。

まず、議事「(2) 専門委員の紹介」です。私から改選に係る専門委員の先生方のお名前を五十音順に御紹介させていただきます。専門委員名簿を配付しておりますので、そちらも参照願います。

まず、再任の専門委員を御紹介いたします。

高尾昌樹専門委員でございます。

筒井俊之専門委員でございます。

中村桂子専門委員でございます。

中村優子専門委員でございます。

中村好一専門委員でございます。

眞鍋昇専門委員でございます。

続いて、新任の専門委員を御紹介いたします。

今村守一専門委員でございます。

佐藤克也専門委員でございます。

なお、再任の福田茂夫専門委員、水澤英洋専門委員は本日御欠席でございます。

本日は食品安全委員会から担当委員である佐藤委員長、山本委員にも御出席いただいております。

次に食品安全委員会事務局を御紹介いたします。

川島事務局長でございます。

今西課長補佐でございます。

大快係長でございます。

大西技術参与でございます。

最後に私、評価第二課長の吉岡でございます。よろしく願いいたします。

次に、議事「(3) 専門調査会の運営等について」でございます。まず、お手元の資料1-1を御覧ください。

資料1-1「食品安全委員会専門調査会等運営規程」でございます。第2条第3項を御覧いただきますと、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とあります。

第2条第5項「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と規定されております。

第4条を御覧ください。次のページにかけてです。「座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ）は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる」となっております。

次のページに別表として食品安全委員会に置かれております専門調査会がリストになっております。現在253名の専門委員の方になっていただいております。12の専門調査会、それから6つのワーキンググループで運営をしております。

引き続きまして、資料1-2をお願いいたします。資料1-2「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

「1 基本的な考え方」の5行目以降でございます。「当該調査審議等に用いられる資料の作成に当該学識経験者が密接に関与している場合等、中立公正な評価の確保の観点からは、委員会又は専門調査会（以下「委員会等」という。）における当該調査審議等に当該学識経験者が参加することが適当でない場合も想定される」ということございまして、2

番の最初の2行でございますが、「その所属する委員又は専門委員（以下「委員等」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする」ということで、その箇所だけ調査審議から外れていただくことを規定しております。

次のページをお願いいたします。（2）を御覧ください。委員等は、過去3年間において、該当すると思われる事実の有無を記載した確認書、これは既に専門委員の皆様方に出していただいておりますが、これを提出する。

それから（4）でございますが、開催する委員会等の都度、事実の確認を行わせるとなっております。大変お手間をかけますが、毎回確認をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

運営等につきましては以上でございますが、何か御質問ございますでしょうか。

それでは、今、説明いたしました内容に御留意いただきまして、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

次に議事の（4）、本専門調査会の座長の選出に進みます。

プリオン専門調査会では平成25年10月以降、4年半にわたり、村上洋介専門委員に座長をお務めいただいていたところです。先般、村上座長から、任期途中ではありますが、一身上の理由により専門委員を退任されたいとお申し出がございました。メッセージをお預かりしておりますので御紹介させていただきます。

○大快係長　メッセージを御紹介させていただきます。

辞任の御挨拶

この度、任期途中ではありますが、健康上の理由により、食品安全委員会専門委員を辞任させていただくことになりました。

まずは、平成25年10月以来4年半の間、プリオン専門調査会において審議いたしましたプリオン病の食品安全にかかわる数々の重要な事案の評価結果に御理解を賜りました国民、消費者の皆様方に厚くお礼申し上げます。そして、この間、プリオン病の食品安全にかかわる事案をそれぞれの専門性を持って熱心に御審議いただきました食品安全委員会委員並びにプリオン専門調査会の専門委員の先生方に、また、膨大な資料を収集、整理し、評価書等の作成に御協力いただきました事務局の皆様方に感謝とお礼を申し上げます。

引き続きリスク管理機関の御協力のもと、委員の先生方の科学的根拠に基づいた丁寧な審議を通じて、我が国における国民、消費者の皆様の食品安全への信頼が揺るぎないものとなりますように祈念し、辞任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

平成30年3月31日　前 国立大学法人岐阜大学特任教授　村上洋介

以上でございます。

○吉岡評価第二課長　村上座長の御退任に伴い、新たな座長を選出させていただくことといたします。食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第3項において「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とされております。

先生方、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○筒井専門委員 私は眞鍋専門委員を推薦したいと思います。眞鍋専門委員はこういった審議会の御経験がかなり豊富でございますし、これまでの経緯も非常によく存じておられると思いますので、適任だと私は思っております。

○吉岡評価第二課長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

お願いいたします。

○八谷専門委員 私も、これまでの経緯などを御存じであることから眞鍋先生にお願いできればと思います。

○吉岡評価第二課長 ただいま、筒井専門委員、八谷専門委員から眞鍋専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでしょうか。御賛同される方は拍手をいただければと思います。

(拍手起こる)

○吉岡評価第二課長 ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、座長に眞鍋専門委員が互選されました。

それでは、眞鍋専門委員、座長席にお移りいただきたいと思います。

(眞鍋専門委員、座長席へ移動)

○吉岡評価第二課長 では、眞鍋座長、一言御挨拶をお願いいたします。

○眞鍋座長 眞鍋と申します。よろしく申し上げます。

私は、3年ほど前までは東京大学のほうでお世話になっていて、プリオン遺伝子のノックアウト牛をつくるとかいうことをやっていました。他の専門委員の先生方とはちょっと違う視点でプリオンにかかわる仕事をさせていただいていたのですが、それだけに人間に対する影響とか、まだまだ勉強が足りないところも多いかと思っておりますので、専門委員の方々にいろいろお教えいただきながら務めたいと思います。

多分一番おじいさんだからということで座長に指名していただいたかと思うのですが、亀の甲より年の功ということで御迷惑にならないように努めたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 ありがとうございます。

次に、運営規程第2条第5項に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とありますので、座長代理の指名をお願いいたします。また、これ以降の議事の進行は、眞鍋座長をお願いいたします。

○眞鍋座長 それでは、議事の進行を引き継がせていただきたいと思います。

事務局から説明がありましたように、座長代理の指名ですが、座長の私のほうから、筒井専門委員と、本日御欠席なのですが水澤専門委員に座長代理をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特段の異議がございませんので、筒井座長代理と水澤先生にお願いしたいと思えます。

筒井先生のほうから一言御挨拶をお願いします。

○筒井専門委員 筒井です。前回まで座長代理をやらせていただいたのですが、引き続き座長をサポートして努めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、利益相反の確認をさせていただきたいと思えます。事務局から平成15年10月2日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議会等への参加に関する事項について報告をお願ひいたします。

○今西課長補佐 本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、御報告いたします。

本日の議事について、資料の1-3に示しております改選のあった専門委員の先生方も含め、先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。専門委員の先生方から提出いただきました確認書について、相違ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、議事(5)に入ります。事務局から平成30年度の食品安全委員会運営計画についての説明があるということですので、よろしくお願ひいたします。

○吉岡評価第二課長 議事(5)に入る前にちょっとお時間いただきまして、平成30年度食品安全委員会の運営計画を御紹介いたします。資料2をお願ひいたします。

まず、2ページをお願ひいたします。「第1 平成30年度における委員会の運営の重点事項」の「(2) 重点事項」を御覧ください。「①食品健康影響評価の着実な実施」という項目がございます。食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入等を含む食品衛生法の改正が、今時国会にかかっております。この動向を踏まえつつ、食品健康影響評価を着実に実施する。また、(定量的)構造活性相関((Q) SAR)についてリスク評価への活用を検討する。さらにベンチマークドーズ法等についてリスク評価への活用方策の検討を進めるということを中心事項の最初のところに書いております。

3ページをお願ひいたします。「第2 委員会の運営全般」でございます。「(1) 委員会会合の開催」。既に今までお務めいただいた専門委員の方は御存じのことと思えますけれども、委員会会合は原則として毎週1回、火曜日にやっております。

4ページをお願ひいたします。「第3 食品健康影響評価の実施」。「2 評価ガイドラインの策定等」を御覧ください。5行目からです。平成30年度においては、アレルギーを含む食品について、評価ガイドラインの検討を進める。また、動物用医薬品及び飼料添加物

につきましては、専門調査会において議論を進める。さらに、農薬につきましては、策定について検討を進める。ベンチマークドーズ法等につきましては、リスク評価への活用方策の検討を進めることを記載しております。

5ページをお願いいたします。下のところ「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」でございます。めくっていただきまして、6ページの(3)を御覧ください。「平成30年度に実施する研究課題の中間評価の実施」ということが書かれております。本プリオン専門調査会に関係します研究といたしましては、農研機構の岩丸先生に「試験管内プリオン増幅系を用いた『種の壁』の定量的評価のための研究」を平成29年度と今年度の2年間でやっていただいております。

7ページをお願いいたします。「第6 リスクコミュニケーションの促進」を御覧ください。「(1) ホームページ」の下から3行目の終わりからです。キッズボックスについて、掲載頻度を増やす。

めくっていただきまして、8ページ、「2 『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」ということで3つ目のパラグラフのところ。「学校教育関係者が指導の際に活用できる食品の安全に関する教材(副読本)の作成に着手する」ということを記載しております。食品安全委員会全体といたしましては、情報の発信に関しまして、このように学校関係者、それから生徒さん等に向けたところの情報発信を強化するというのが平成30年度の中でございます。

10ページお願いいたします。「第9 国際協調の推進」の「(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣」ということで、本プリオン専門調査会に関係するものとしていたしましては、一番上の本年5月「Prion2018」が5月の22日から25日までスペインで開催されますので、委員及び事務局の職員を派遣する予定としております。

簡単でございますが、平成30年度の食品安全委員会運営計画の御紹介です。

以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、委員の先生方から御質問等ございますでしょうか。特段ございませんか。よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容を振り返りたいと思います。

前回ですが、英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓にかかわる食品健康影響評価についての評価書案について、起草委員及び事務局から説明が行われ、その後、審議が行われました。その審議の結果ですが、英国に係る輸入条件に関するリスクの差については、いずれも非常に小さく、人への健康影響は無視できるというふうに評価されました。この件につきましては、昨年12月27日から1月25日までの期間でパブリックコメントの募集を行いました。本年の2月6日の第683回食品安全委員会の審議を経まして、同日付で評価結果が厚生労働省へ答申されました。

以上のようなことが前回の取りまとめでございます。

それでは、議事5に移らせていただきます。

今回ですけれども、本件、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛の肉及び内臓に係る食品健康影響について、米国及びカナダが平成23年12月、アイルランドが平成25年4月にそれぞれ厚生労働省から諮問を受けていたものです。本件に係る経緯の詳細につきましては、事務局から説明をお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

○大快係長 それでは、本件に関する経緯につきまして、少し詳細に説明をさせていただきます。

参考資料の1から3を御用意ください。後ろについております3つの資料でございます。

先ほど座長からもありましたとおり、本件については、米国及びカナダが平成23年12月、アイルランドが平成25年4月にそれぞれ厚生労働省から諮問があったものでございます。既によく御存じの先生方もおられることと存じますけれども、これまでの経緯の詳細について改めて御説明をさせていただければと思います。

まず初めに、一番後ろの参考資料3を御覧ください。日本では、BSEの発生が確認された国からの牛の肉及び内臓の輸入を厚生労働省及び農林水産省が順次停止してきております。今回議題となっております米国、カナダ、アイルランドにつきましても、参考資料3の上のほうにございますとおり、平成12年あるいは平成15年にこれらの国からBSEが発生したことから輸入が一度停止されております。

続いて、参考資料1を御覧ください。平成23年12月に食品安全委員会に求められた厚生労働省からの諮問文書でございます。

参考資料1を1ページおめぐりください。具体的な諮問内容が、左上に別紙と書いてあります紙の下のほうにいただきまして、2にございます。諮問内容といたしましては、大きく分けて（1）の国内措置、（2）の国境措置、それから次のページの（3）に分かれてございます。

（1）の国内措置に関しましては、アの国内で実施されている健康と畜牛のBSE検査の検査対象月齢の規制値を30か月齢とした場合のリスク、それから、イ、SRMの範囲を変更した場合のリスクに関する諮問となっております。

続いて、（2）の国境措置ですけれども、こちらは米国、カナダ、フランス、オランダの4か国から輸入される牛の肉及び内臓の、ア、輸入月齢の規制値を30か月齢とした場合のリスク、それから、イ、輸入に当たって適用されるSRMの範囲を日本と同様の範囲に変更した場合のリスクに関する諮問となっております。

これらの（1）の国内措置、（2）の国境措置の部分につきましては、既に過去プリオン専門調査会で議論を行い、平成24年10月に当時の各国におけるBSE感染状況や飼料規制等の管理措置に照らして、これらの措置を変更した場合のリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるとの評価結果を既に厚生労働省に答申済みでございます。

次のページに行っていただきまして、(3)の部分を御覧いただければと思いますけれども、下線を引いた部分でございます。(3)の内容といたしましては、「上記(1)及び(2)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(上記(1)ア及び(2)ア)を引き上げた場合のリスクを評価」というものでございます。この(3)のうち、上記(1)アの国内の健康と畜牛のBSE検査の検査対象月齢をさらに引き上げた場合のリスクについては、既に平成25年5月に厚生労働省に評価結果を答申済みでございます。したがって、残っております(3)の(2)アの部分、すなわちこれらの4か国から輸入される牛の肉及び内臓の輸入月齢の規制閾値を、これは現状30か月齢となっておりますけれども、30か月齢からさらに引き上げた場合のリスクについてはこれまでの専門調査会で審議がなされておらず、結論が出ていないという状況になっておりまして、今回の議題はこちらに関係するものでございます。

続いて、参考資料2を御覧ください。参考資料2はアイルランド及びポーランドから輸入される牛の肉及び内臓に係る諮問文書となっております。

参考資料2の裏のページをおめくりいただきますと、先ほどの米国、カナダ、フランス、オランダの諮問文書と同様に具体的な諮問内容が書かれておりまして、先ほどの4か国と同様に(1)輸入月齢の規制閾値を30か月齢とした場合のリスク、(2)SRMの範囲を日本と同様の範囲にした場合のリスク、そして(3)として、それらの評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価というような内容になってございます。

アイルランド及びポーランドにつきましても、状況としては先ほどの4か国と同様でございます。また、(1)、(2)については、既に厚生労働省に評価結果を答申済みで、(3)の輸入月齢の規制閾値をさらに引き上げた場合のリスクという部分については、これまでに結論を出していないというような状況でございます。

食品安全委員会といたしましては、これまで米国、カナダ、フランス、オランダ、アイルランド、ポーランド、さらにそれ以外の国として、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、リヒテンシュタイン、イタリア、オーストリア、そして昨年末御議論いただきました英国といった計14か国について30か月齢の部分について評価を行い、厚生労働省にその結果を通知してまいりましたけれども、いずれも輸入月齢の規制閾値を30か月齢とした場合のリスク、それから、SRMを日本と同様に設定した場合のリスクに関する部分のみ評価が終了しておりまして、これらの14か国について月齢をさらに引き上げた場合のリスクについては結論をまだ出していないというような状況でございます。

続きまして、参考資料3にお戻りください。先ほど、参考資料1と参考資料2の諮問文書に沿って御説明させていただいたことが、この表の平成23年以降の部分にも同じことがまとめてございます。

参考資料3の平成29年のところを御覧ください。国内措置の見直しを踏まえ、14か国について(3)、すなわち月齢をさらに引き上げた場合の評価を厚生労働省から改めて依頼と

ございます。

昨年4月、厚生労働省が国内の健康と畜牛のBSE検査を廃止いたしましたけれども、それを踏まえて、昨年4月の第647回の食品安全委員会及び昨年5月の第104回プリオン専門調査会におきまして、先ほど御説明させていただいた各国について、評価が終わっていない部分も評価を進めてほしいという旨の依頼が改めてあったところでございます。

厚生労働省から依頼を受けまして、プリオン専門調査会座長から、各国、前回の30か月齢の評価を行ったときから時間が経過しておりますことから、これらの国の評価を進めるためには、各国における管理措置の最新の状況を改めて確認する必要があるとの提案がなされました。そこで、参考資料3にもございますとおり、昨年5月、厚生労働省に対して評価に必要な補足資料として各国の最新の状況の提出を求めたところでございます。その後、厚生労働省から各国の政府に対し情報の提出を求めたというふうに承知しており、現在までに厚生労働省から、米国、カナダ及びアイルランドの3か国について回答が返ってきておるという状況でございます。

そこで今回の専門調査会では、最新の状況について回答が提出された3か国を議題とすることとし、これら3か国からの輸入牛肉等の月齢のさらなる引き上げに関する審議を開始することといたしました。

経緯の説明は以上でございますが、多少複雑になってございますことから、御不明の点がございましたら御遠慮なく御質問していただければと思います。

以上でございます。

○眞鍋座長 私だけかもしれませんが、今回再任の先生方も結構複雑に思われると思うのですが、新任の先生方にとっては特に、このプロセスが結構複雑かと思います。

ぜひ御遠慮なく、今の時点で事務局からの説明につきまして、御不明な点あるいは質問がございましたら、ぜひよろしくお願ひします。

参考資料3を見ていただくと、これは年表のようなものですので、ある程度、経緯がわかるかと思うのですが、要はこれまで厚生労働省のほうから諮問があったもので、まだ十分答えていない部分が残っている。それに答えるために、最新の情報を集めてちょうだいということをお願いして、それが昨年12月と今年2月に厚労省のほうから資料を提出いただいていますので、これに基づいて、この専門調査会の中で議論を尽くしたいということになります。

特段、御質問とかはございませんでしょうか。

それでは、続きまして、米国、カナダ及びアイルランドに係る食品健康影響評価の基本情報について、事務局のほうから説明をお願いします。

○大快係長 引き続き、御説明をさせていただければと思います。

資料3を御覧ください。「米国、カナダ及びアイルランドに係る食品健康影響評価の基本情報」といたしまして、こちらは事務局でまとめさせていただいた資料でございます。

「1. 世界におけるBSEの現状」でございます。

ページをおめくりいただきまして、世界におけるBSEの発生頭数の推移でございます。

下の4ページを御覧になっていただきますと、今回、評価の対象となっております3か国を含む、これまで食品安全委員会が評価を行った国々におけるBSEの発生状況を記載しております。括弧内は、自然発生的に発生することが示唆されております非定型BSEの内数でございます。昨年、2017年はBSEの流行以降確認された定型BSE症例が世界的に初めてゼロとなったところでございます。

評価の対象となっております3か国に関しましても、定型BSEの確認頭数はこれまで認められていない、ないしは減少してきているという状況でございます。

5ページでございますけれども、「2. 米国、カナダ及びアイルランドにおけるBSEの現状について」ということで、3か国に関し、厚生労働省から提出された追加資料の概要をまとめております。

基本的には、先ほど経緯の部分でお話しさせていただいた30か月齢の評価を行って以降の状況に関する情報の更新という観点でございます。

6ページ、7ページには、牛群へのBSEの感染を防止するという観点に関する措置といたしまして、各国における輸入規制、飼料規制、それからBSEサーベイランスの経緯をまとめてございます。

BSEを国内に持ち込ませないための対策でございます輸入規制を緑色、牛への蔓延を防止するための措置でございます飼料規制を赤、それから、これらの措置の有効性を検証するためのサーベイランスを青色でそれぞれ示してございます。

6ページを見ていただきまして、米国から順に御説明させていただきます。

米国では1989年に、当時BSEの発生が増加してきておりました英国から、生体牛と反すう動物由来の肉骨粉の輸入を禁止いたしました。

1990年には、中枢神経症状を呈する牛等のサーベイランスを開始、97年からは、英国のみならず欧州から生体牛と反すう動物由来肉骨粉の輸入を停止し、また、豚、馬由来たん白質を除く哺乳動物由来たん白質の反すう動物への給与を禁止しました。この1997年8月の飼料規制が、米国の最初の飼料規制でございます。

その後、2000年からは、米国がBSEリスク国と認定した国から、一部の動物性たん白質の輸入を禁止いたしました。

次のページに行ってください、2001年からは、日本におけるBSEの発生を受けまして、日本から生体牛と反すう動物由来肉骨粉の輸入を禁止、2003年からは、カナダでの発生を受け、同様の措置を講じてございます。

2004年からは、BSEの有病率の把握を目的とした約2年間の拡大サーベイランスが組み込まれました。2005年からは、2003年に停止したカナダからの輸入を限定的に解除しております。

先ほどの拡大サーベイランスが終了した2006年からは、全月齢のBSE臨床症状牛や30か月齢以上の高リスク牛を対象に、年間約4万頭のサーベイランスを実施しており、これは現在も継続されております。

2009年からは、飼料規制が強化されまして、先ほど御説明した1997年の飼料規制に加えて、動物飼料への牛由来の禁止原料として、30か月齢以上の脳・脊髄等の使用を禁止しております。

1997年の最初の飼料規制のもとでは、反すう動物用飼料に、牛に由来する原料の使用は禁止されていた一方、逆に豚や鳥などに与える飼料には、脳や脊髄を含めたあらゆる牛の部位の使用が認められておりました。しかし、2009年からは、反すう動物用飼料への交差汚染防止の観点から、脳・脊髄等の部位に関しましては、全ての動物向けの飼料への使用が禁止されたというものでございます。

2013年には、それまでカナダに限って認めてきておりましたBSE発生国からの生体牛や肉骨粉の輸入を、これは国際機関でございます国際獣疫事務局（OIE）の定める基準にのっとり、条件つきで解除しているというような状況でございます。

なお、生体牛の輸入に関しましては、規則上は輸入が条件つきで解除ということになっておりますけれども、実績としては、米国に輸入される牛は、現時点ではカナダとメキシコからのみとなっております。

次に、カナダでございます。再び6ページにお戻りいただきまして、カナダでは、1988年に米国産を除く全ての国から肉粉等の輸入を禁止、1990年に英国、アイルランドから生体牛の輸入を禁止いたしました。92年には、中枢神経症状を呈する牛等を対象としたサーベイランスを開始しました。94年には、BSE発生国からの生体牛の輸入禁止、96年には、カナダがBSE清浄国と認定した国以外からの生体牛や反すう動物由来原料を含む飼料の輸入を禁止しました。97年には、米国と同様の内容で飼料規制を開始いたしました。また、97年、98年、2000年にかけて、BSE清浄国と認定した国以外からの反すう動物やたん白質を含む製品等の輸入を禁止いたしました。

7ページに行ってくださいまして、カナダの2002年からは、と畜場到着時死亡牛、緊急と畜牛及びダウナー牛をサーベイランスの対象に追加、2004年には、30か月齢超の死亡牛、ダウナー牛、瀕死の牛及び病気の牛並びに臨床症状牛を対象に、年間約3万頭のサーベイランスを開始いたしました。現在、実施されているサーベイランスも、この枠組みの中で引き続き行われているものでございます。

2005年には、2013年の米国同様、OIEのBSEリスクステータスに応じて生体牛、肉骨粉の輸入を解除しております。2007年には、米国の2009年の飼料規制の強化と同様の趣旨といたしまして、全ての家畜用飼料へのSRMの使用を禁止いたしました。

続いて、アイルランドでございます。もう一度6ページにお戻りいただきまして、アイルランドの列を御覧ください。1989年にBSEを通報対象疾病に指定、さらに1988年7月以前生まれの英国産牛の輸入を禁止しました。

1990年からは、反すう動物用飼料として肉骨粉の使用を禁止いたしました。

1996年には、BSE陽性牛の同居牛等のサーベイランスを開始、英国から生体牛と哺乳動物由来肉骨粉の輸出が禁止、哺乳動物由来肉骨粉等を用いた豚・鶏用飼料の製造に対し許可

制を導入するなどの飼料規制の強化が開始されました。

1998年には、ポルトガルから生体牛や哺乳動物由来肉骨粉の輸出が禁止されました。

次のページに行ってくださいまして、2001年には、EU域外からの生体牛輸入について、BSEステータス分類に応じた輸入条件を適用、家畜飼料用の動物性たん白質の輸入を禁止しました。

サーベイランスにつきましては、健康と畜牛、緊急と畜牛、死亡牛サーベイランスを開始、飼料規制に関しましては、動物由来たん白質の全ての家畜への給与を禁止、これはいわゆる完全飼料規制と呼ばれているものですが、EU全体のEU規則に基づきまして、この完全飼料規制が2001年から施行されました。

2004年、2006年には、それぞれ輸入禁止となっておりましたポルトガル、英国からの生体牛の輸入が一部解除。

2009年、2011年、2013年にはサーベイランスの対象となる牛の条件の見直しが段階的に行われました。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思います。今現在の各国の飼料規制の概要をお示ししてございます。

いずれの国におきましても、反すう動物に対して反すう動物由来肉骨粉を給与することは、現在禁止されておりますけれども、米国、カナダにつきましては、反すう動物由来肉骨粉を豚や鶏に、また豚や鶏の肉骨粉を反すう動物に給与することは認められてございます。

ただし、交差汚染防止の観点から、先ほど触れましたけれども、厳密に申しますと米国については脳と脊髄に限りますけれども、牛のSRMを豚や鶏などへ給与することは禁止されてございます。

一方、アイルランドを含むEUでは、こうした組み合わせの給与が完全に禁止されておりまして、これはいわゆる完全飼料規制と呼ばれてございます。

9ページを御覧ください。各国の牛肉等のSRM及び食肉処理ということで、牛をと畜場や食肉処理施設で処理する際の処理方法の概要をまとめた表でございます。

特定危険部位（SRM）につきましては、各国それぞれ記載のと通りの範囲をSRMと定めて除去しておりますけれども、中段の注意書き、太字になっている部分にございまして、いずれにせよ、日本に輸入される牛肉については、日本がSRMに定める範囲と同じ範囲を除去することが求められるということになっております。

また、ピッシング等に関しましては、OIEが定める国際基準で禁止されているような高リスクの部位が飛散するおそれのあるような方法で行うことは禁止されてございます。

また、各国とも、と畜前検査を実施しておりまして、中枢神経症状が疑われる牛等はと畜禁止とされております。

機械的回収肉につきましては、米国、カナダでは製造されておりますけれども、日本向けには製造禁止、アイルランドでは国内向けも含めて製造禁止とされております。

一番下の行に、参考としてOIEのリスクステータスをお示ししてございますけれども、米国は最も清浄度の高いステータスであります「無視できるリスクの国」、カナダ、アイルランドはその次でございます「管理されたリスクの国」ということで、それぞれOIEから認定されてございます。

それから、表の外になりますけれども、一番下の脚注にございますとおり、国際機関でございますOIEは、管理されたリスク国には非貿易物品として以下のSRMの部分の貿易禁止を規定しておりますけれども、無視できるリスク国にはSRMの設定は求めていないという現状でございます。

10ページには、各国の牛のサーベイランスの実績が記載されております。米国は、成牛の飼養頭数が約4,390万頭、カナダは約497万頭、アイルランドは約134万頭ほどでございます。

下の括弧の中に示してございますけれども、OIEの定める国際基準では、タイプAサーベイランス及びタイプBサーベイランスを実施していることが、それぞれ管理されたリスクの国及び無視できるリスクの国の認定の条件とされております。

タイプAサーベイランスは、成牛10万頭当たり1頭のBSEを信頼水準95%で検出可能なサーベイランス、タイプBサーベイランスは、成牛5万頭に1頭のBSEを信頼水準95%で検出可能なサーベイランスと、それぞれされております。

今回の評価の対象となっております3か国については、先ほど御説明させていただいたとおり、米国のみが無視できるリスクの国ですけれども、いずれの国でもタイプAサーベイランスの水準以上のサーベイランスが実施されております。

11ページを御覧ください。こちらでは、各国で確認されたBSE症例に関する情報をお示ししております。無視できるリスクの国の認定条件でございます直近11年間に出生した牛での定型BSEの発生に関しまして、米国については発生なし、カナダ、アイルランドについては、それぞれ2009年3月及び2010年1月に生まれた牛が1頭ずついるという状況でございます。

なお、米国につきましては、下の非定型BSEの症例のところにもありますけれども、これまでカナダから輸入された牛1頭を除き、自国産の牛でのBSE症例は全て非定型BSEとなっております。

12ページから14ページには、3か国各国におけるBSE感染牛の出生年別で見た摘発状況を記載してございます。

12ページ、米国については、先ほど説明いたしましたとおり、2段階にわたって飼料規制が強化されてございますが、飼料規制の強化の前後にかかわらず、摘発されているBSE感染牛は、カナダからの輸入牛を除いて、非定型BSEのみという状況になってございます。

13ページを御覧ください。カナダも米国同様、2段階にわたって飼料規制が強化されておりますけれども、カナダに関しましては、1997年の飼料規制以降に生まれた牛にも定型BSEが数頭発生しておりまして、2000年から2002年生まれがピークとなっております。

その後、出生年で見た頭数は減少いたしまして、2007年の飼料規制強化以降は11ページにお示ししました2009年生まれの1頭のみとなっております、その1頭が生まれて以来、直近9年間に生まれた牛には定型BSEは今のところ確認されていないという状況でございます。

14ページを御覧ください。アイルランドは、これまでの全体の摘発頭数が1,660頭と、ほかの2か国と比較いたしますとかなり多くなってございます。

一方、1996年の飼料規制強化、2001年の完全飼料規制施行以降に生まれた牛でのBSEの発生は、その飼料規制強化を境に大きく減少してございます。2001年の飼料規制以降に生まれた牛での定型BSEの発生は12頭となっております、この12頭中11頭につきましては、2001年から2004年の間に生まれたものでございます。

一方、その後、間があきまして、2010年生まれの1頭でも、発生が認められているという状況でございます。

次のページに行ってくださいまして、最後のスライドとなりますけれども、15ページ、各国における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生状況でございます。

これまで米国では4例、カナダでは2例、アイルランドでは4例のvCJD症例が確認されております。

米国につきましては、2例は英国滞在中、1例はサウジアラビア、1例はレバノン、クウェート、ロシア等に滞在歴があり、いずれも米国外で曝露されたと考えられております。

カナダにつきましては、1例は英国滞在中、1例はサウジアラビア、アラブ首長国連邦、英国等に滞在歴があり、カナダに移住後間もなく発症していることから、カナダ国外で曝露されたものと考えられております。

アイルランドにつきましては、2例は英国滞在中の曝露ということで考えられてございますけれども、残り2例については英国への渡航歴はなく、国内で感染したものと考察されております。

御不明点等がございましたら、御指摘いただければと思います。

説明は以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局から説明いただきましたように、今後、十分に議論を深めるとともに、積極的に委員の皆さんの御質問や御意見をお願いしたいと思います。委員の先生方から何かございますか。

事務局から、非常にコンパクトに良くまとめていただいたとは思いますが、とはいえ、結構複雑な経緯がございます。

諮問内容は、国際的な基準を踏まえて、さらに今現在設定されている月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクに関する評価をこの専門委員会で行うというものです。

配付資料の資料3の12ページを見ていただきたいのですが、アメリカでは、過去に5頭のBSEが発生しています。そのうち、定型BSEは、カナダからの輸入牛で、アメリカで発生したものではない。残りは全て非定型のBSEなのだということになっています。赤の

縦線が2本ありますように、飼料規制強化を2回行って、段階的に厳しくしている。

次、13ページはカナダですけれども、カナダも2回、飼料規制をしています。カナダで生まれた牛の中で、これまで20頭のBSEが確認されている。そのうちの2頭が非定型、残りが定型、ただ、カナダの場合は2009年3月生まれの定型BSEがあるのだと。ですから、2回ほど飼料規制をした後生まれた例がある。

それから、14ページです。アイルランドは、これまで過去に1,660頭のBSEが確認されていて、そのうちの5頭は非定型のBSEである。アイルランドは3回にわたって飼料規制強化を行っていますが、その後、生まれた牛のうちの12頭については、BSEが確認されている。1頭は、2010年1月に生まれた牛の例である。

なお、3か国でこのように段階的に飼料規制とかサーベイランスを見直していきまして、直近では今のところ発生が認められていない。

今回の審議事項なのですけれども、特定危険部位（SRM）を輸入条件としては変更するというのではなくて、これはSRMについては変えない。その上で、月齢を引き上げた場合に関するリスクの評価ということになります。

これにつきまして、先生方から忌憚のない御意見あるいは質問がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○筒井専門委員 確認なのですけれども、資料の中で、「国際基準を踏まえて」ということだったのですが、現行の国際基準を再度確認させてください。現行の管理された国と管理されていない国の肉の条件、それから国際基準の変更が近年なされているのかなさそうなのか。その辺、もし情報がありましたら教えてください。

○大快係長 御説明させていただきます。

まず、詳しく御説明させていただく前に、OIEが定めております国際基準の月齢に関する部分に関しては、結論といたしましては、「無視できるリスクの国」であっても、「管理されたリスクの国」であっても、月齢に関する条件は求めているという状況でございます。

詳細について御説明させていただきますと、まず、OIEコードの中でリスクステータスにかかわらずいかなる条件も要求しないものとされているものがありまして、肉について言えば、骨を含まない骨格筋（機械的回収肉を除く。）で所定の処理条件を満たしたものがこれにあたります。これらの骨を含まない骨格筋に関しては、どのリスクステータスであっても、月齢については無条件に輸出入が可能ということになってございます。

それから、SRMに関しては、先ほど説明させていただいたとおり、無視できるリスクの国については求められていないですけれども、管理されたリスクの国については規定の範囲のSRMの除去が求められております。

また、骨を除いた骨格筋でなくて、SRMでもないような、それ以外の部位、「牛の生鮮肉及び肉製品」というものに関しましては、リスクステータスごとに条件が定められておりまして、無視できるリスクの国については、その肉がと畜前後の検査に合格していること、

それから、飼料規制が効果的に施行された日より後に生まれた牛に由来するものであることといった条件が定められております。

管理されたリスクの国に関しましては、無視できるリスクの国と同様に、と畜前後の検査に合格していること、ピッシングやガスを頭蓋腔に注入するようなリスクの高いスタンニングがされていないこと、それから、その肉がSRMあるいは規定の機械的回収肉に汚染されていないことという条件が定められてございます。

以上でございます。

○眞鍋座長 筒井委員、よろしいでしょうか。

○筒井専門委員 はい。

○眞鍋座長 他に、御質問とかコメントはございますか。

中村先生。

○中村（好）専門委員 資料の15ページの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生状況でございますが、ここに書かれていることにつきましては、厚生労働省研究班のサーベイランス委員会で把握している事実と相違はございません。

日本も含めてそうなのですけれども、自分のところで曝露したとはなかなか言わずに、よその国でということを出ているのですけれども、これはそれぞれの国がこう主張しているというだけであって、本当に確かめられているかということ、必ずしもそうではないというのも事実だと考えております。要するに、例えば米国ですと、CDCがこういう主張をしているということではございません。

米国の真ん中のサウジアラビアについて、これは個人的にCDCの担当者から話を聞いたときに、「結構お金持ちで、イギリスにもしょっちゅう行っていたのだよね。そのときに感染したのではないか。」みたいなことを言っておりました。いずれにしても、彼らの主張は米国ではないだろうということではございました。

それから、1点確認なのですけれども、6ページの表のアイルランドの1998年、ほかにも似たような表現があるのです。ポルトガルから生体牛の輸出禁止とあるけれども、これはアイルランドから見ると輸入禁止ですね。ポルトガルからアイルランドに入れてはいけないという話ですね。

○大快係長 お答えいたします。

このポルトガルと、アイルランドの部分の96年を見ていただくと、英国からも「輸出禁止」という表現を使っております。

これは、アイルランドにしてみれば輸入されなくなったということではございますけれども、背景といたしましては、EU規則上でイギリスとポルトガルに関しては、これらの国から輸出してはいけないという規則が当時定められており、こういった書き方しております。

○中村（好）専門委員 アイルランドがということではなくて、主体は英国とポルトガルで、輸出をとめたということですか。

○大快係長　そういうことでございます。

○中村（好）専門委員　わかりました。ありがとうございます。

○大快係長　先ほどの件、CJDに関してなのですけれども、先ほどサウジアラビアの話があったと思いますが、サウジアラビアに関しましては、サウジアラビア国内でも1例、vCJDの患者が認められておりますけれども、イギリスでBSE発生当時、イギリスからの輸入量もそれなりにあったということが報告されていると承知しております。

○中村（好）専門委員　サウジアラビア例も、サウジアラビアはイギリスと言っています。

○眞鍋座長　それは、サウジアラビアがそう言っているわけですか。

○中村（好）専門委員　はい。イギリスが認めているわけではございません。

もう少し言いますと、我が国の1例も、彼は3週間ほどしかイギリスに滞在していなかったのですけれども、サーベイランス委員会の結論は、その3週間の間に感染した確率が一番高いということなのですが、それに対して、いまだにイギリスではいろいろと言って、日本で感染したのだからと、いろいろと、今でも言われております。

○眞鍋座長　勉強になります。どうもありがとうございます。

ほかに先生方から御質問とかコメントはございますでしょうか。

どうぞ。

○山本委員　1つ確認なのですけれども、カナダとアイルランドで飼料規制後ですが、最近2頭、1頭ずつですか、見つかっていますが、これについて何か疫学調査などはされているのでしょうか。

○大快係長　カナダとアイルランドで最近見つかった1頭ずつですけれども、今回厚生労働省から提出された回答の中に、これらの各症例に関する調査報告書が添付されております。カナダの1頭に関しましては、この牛が発生した農場におきまして、以前1頭、定型BSEの症例が発生してございます。この農場で前に発生した定型BSEというのが2004年生まれで、2010年に定型BSEであるということが診断されている症例でございまして、最後にカナダで発生している症例が2009年生まれということで、時系列で言えば、2004年生まれの症例が生まれ、2009年生まれの症例が生まれ、その後、2004年生まれの症例がBSEと診断されて、さらにその後、2009年の生まれの症例が診断されたというような順序でございまして、

このような時系列から、カナダがいろいろな感染経路について、疫学調査を実施しているのですけれども、この2症例の時系列も踏まえ、この農場の1例目の前の症例とも関連する汚染飼料の残りというのがこの農場に少量残留していて、それに曝露されたというのがもっともらしい原因ではないかというような考察がされてございます。

それから、アイルランドの症例でございまして、アイルランドも同様に調査報告書が添付されてございまして、概要を申し上げますと、結論といたしまして、曝露とそれから検出には長い時間が経過しているのですから、はっきりしたことを言うのは困難だとして、環境由来でBSEの病原体にこの牛が曝露された可能性、それからカナダと同様に古い汚染飼料が農場に残留していて、それに曝露されたという可能性、この2つについては完全には

否定できないというような言い方がされてございます。

よろしいでしょうか。

○山本委員 その環境由来という意味はどういうことなのですか。

○大快係長 すみません。今すぐ確認できませんので、確認した上で次回御報告させていただきます。

○山本委員 よろしくをお願いします。

○眞鍋座長 よろしくをお願いします。

ほかに事務局のほうから何かございますか。

○大快係長 3か国から回答があった状況の概要というのは、説明は資料3にございませうとおりなのですが、事務局のほうでこの3か国に関する回答書を精査いたしまして、委員のお手元に机上配付資料というものを配付してございませうけれども、この机上配付資料に書いてあるような点に関しまして、厚生労働省に対して追加で確認すべき点があると考えております。専門委員の先生方から今回の資料3の内容等に関しまして、追加でこういう情報を確認したほうがいいのではないかとということがもしございましたら、本日この場でも専門調査会終了後でも構いませんので、事務局まで御連絡いただければと思います。まとまった段階で厚生労働省のほうに確認をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

先ほどの先生方からのコメント等も含めまして、今後、厚生労働省のほうに問い合わせる前に、事務局のほうに先生方からこういうこと忘れていたなということがありましたら、早目にコメントを送っていただきたいと思います。何とぞよろしくお願いします。

それでは本件につきまして、今後、専門調査会で審議していくこととなりますが、今後の進め方について座長のほうから1つ提案させていただきたいと思います。

今後の調査審議を進めていくに当たりまして、これまでこの3か国以外にいろいろな国の輸入牛肉の月齢規制閾値を30か月齢以下とすることに関する審議を行ってまいりましたが、それと同様に、専門委員の中から数名の起草委員をお願いいたしまして、起草委員の先生方を中心にまずは審議の要点の整理あるいは科学的知見等の確認、それから資料作成等をお願いしたいと思います。起草委員の先生方におかれましては非常に御迷惑かと思うのですが、仕事がふえますけれども、ぜひ専門の先生方をお願いしたいと思います。その起草委員につきましては、八谷先生、横山先生、筒井先生、高尾先生に御担当をお願いできたらと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、専門調査会での審議を行い、評価の方針や骨子を定めましたら、起草委員の先生の中から各項目ごとに御担当の先生を指名して、項目ごとに議論を進めていきたいと思っております。

もちろん起草委員の先生以外の先生方におかれましても、審議の進め方に対する御意見あるいは今後議論を進めていく上で参考となる知見、収集すべき知見などお気づきの点がございましたら、ぜひ事務局に連絡をお願いいたします。

事務局は、先生方から御指摘のありました内容を起草委員の先生方にも共有していただくように努めてください。

次回以降これらも含めて議論を進めさせていただきたいと思います。

事務局のほうから、他に何か御連絡ございますか。

○今西課長補佐 ございません。

○眞鍋座長 予定よりちょっと早いのですけれども、よろしいでしょうか。先生方から何か言い残したことはございますか。特段ございませんか。

では、本日の審議は以上とさせていただきます。次回につきましては、日程調整をさせていただいた後、先生方にお知らせさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。